

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年7月27日（月）10:29～10:56
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<提案者>

- 関 聡司 新経済連盟事務局長
- 小木曾 稔 新経済連盟事務局政策担当

<事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 Japan Ahead
- 3 閉会

○藤原次長 続きまして、新経連の関事務局長、小木曾様においでいただいております。

いろいろ説明会なども事務局のベースでございますが開催させていただきまして、今回の4月から6月にかけての提案募集でもそういった場を設定いただきまして、さまざまなPRを含めてさせていただいたということでございます。

今回もそれを受けて新経連さんからもこういった形で提案をいただいております。去年から連続した提案もございますので、それは事務局からきちんと答えさせていただくと同時に、今回シェアリングエコノミーというところを中心に意見交換をしていただければ

ばと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○藤原次長 1点、資料と議事録はまた公開の扱いでよろしゅうございますか。あるいは一部非公開であれば後で言うだけいただければと思うのです。

○関事務局長 問題ないです。

○藤原次長 では、大体10分以内ぐらいで大変申しわけないのですが、簡単に御説明いただきまして、意見交換、その後10分ということにさせていただきます。よろしくお願ひします。

○関事務局長 ありがとうございます。新経済連盟事務局長の関でございます。本日は御説明の時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、お配りした資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、スライド1になるのですが、もともときょう御説明する内容はJapan Aheadという新経済連盟の政策提言集をもとにしておりまして、こちらは自民党の委員会であるとか、あるいは産業競争力会議におきまして、三木谷代表理事から説明、提案させていただいた内容になってございます。その中では、経済効果150兆円を目指すということで提案させていただいております。

幾つかめくっていただきまして、4スライド目になるのですが、もともとの政策提言集の中にはたくさんの政策があるのですが、本日は特に4スライド目で☆印がついている8個について提案させていただきたいと思ひます。このうちの幾つかにつきましては、既に政府のほうで検討を着手しているようなものもござひますが、本日説明するのは、特に国家戦略特区という枠組みにおいても取り上げていただき、その改革を推進していただきたいという趣旨でござひます。

おめくりいただきまして、5スライド目でございます。提案1でござひまして、シェアリングエコノミーの法的環境整備という内容になっております。案内のように、シェアリングエコノミーというのが非常に経済的には注目されているという状況でござひます。ちなみに関係法令としては、旅館業法等たくさんござひます。

眠っている資産というのは、車であるとかスペースであるとか時間であるとか、そういったものがたくさんあるのですが、それをユーザーによって共有されるということがインターネットを通じて可能になっておりまして、これがシェアリングエコノミーと呼ばれているものでござひます。

次の6スライド目をごらんください。これが経済的には非常に伸びが激しくて、爆発的に広がっていくだろうというように言われております。

また、7スライド目、ここではシェアリングエコノミーの対象になるものを取り上げて

おりますが、通常の国民の周りにある非常にたくさんのも、乗り物、部屋等の空間、もの、お金も含め、あるいは空き時間とか人手とか、そういったものも含めてたくさんのもがシェアリングの対象になると考えておきまして、当然それごとに関係法令というのがいろいろ存在するという状況でございます。

5スライド目に戻っていただきまして、真ん中あたりの②でございます。現行の日本の法律では、そういった空き家、空き部屋をお金を取って他人に貸すとか、あるいは自家用車を個人が有償でライドシェアリングを行うといったことが想定されておりませんで、我が国でこれを行うと違法と判断される可能性がございます。したがって、シェアリングエコノミーという新経済の成長を促すための法的環境を整備する必要があると思います。特に2020年のオリンピック・パラリンピックを控えて、宿泊場所、移動手段、その快適なもの、英語にも対応したような快適なもの確保といったものが非常に重要な課題だと思っております。提案内容というのは、したがって、そういったシェアリングを行うための法的環境を整備していただきたいというものでございます。

次の提案です。8スライド目でございます。IFRSの導入促進ということで、現状、再興戦略にも少し記述があるのですが、現在、ここに書いてありますように単体の財務諸表とか税務申告におきましてIFRSの適用が認められていないという現状がございます。したがって、IFRSを採用した企業におきましても、改めて日本基準で作成し直さなければならないという状況になっております。これが適用拡大を阻害する一因になっているのかなと思いますので、こういったことができるような、認められるような措置を講じるというのが提案でございます。

○八田座長 念のためにIFRSの説明をいただけますか。

○関事務局長 9スライド目に若干ありますけれども、企業の会計基準におきまして、国際的に適用が認められているものでございまして、現状、金融商品取引上、適用は可能ですけれども、例えばIFRSの税前の損益が認められていないとか、そういった形で一部利用の負担がかかってくるというものでございます。

○八田座長 IFRSの定義をお願いできますか。

○関事務局長 定義ですか。国際会計基準を運用する団体による基準でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

○関事務局長 次の10スライド目でございます。知識社会型の新たな労働制度ということでございまして、関係法令は労働基準法の関係条文でございます。経済構造のほうは知識集約型にシフトしているということもございまして、あるいはインターネットというものが普及しているということで、働き方がグローバル化あるいは24時間の対応ということで非常に変化しているということでございます。特にベンチャー企業の場合、企画型の業務を行う従業員がほとんどだということもございまして、また、ストックオプションが採用されているということもございまして、従来の時間をベースとした評価あるいは働き方というのがなじまないという状況になっております。

したがいまして、ベンチャー企業でありますとか、知識社会型対応企業につきましては、健康管理の枠組みを確保しつつ、労働時間とか、そういったものが適用されない制度を構築することが望ましいと考えております。

次の点、14スライドでございます。21世紀型素養教育の促進ということで、このテーマで3つ提案をしております。まず、英語とプログラミングの教育の推進でございます。関係法令は学習指導要領等になります。コミュニケーション能力等をベースとしたグローバル人材というのを子供たちに素養として備えさせていくことが非常に重要ですが、現在、例えば学校のほうで小中高において一貫した教育がやりづらくなっている。あるいは学校で申請する形となっておりますので、一人の子供から見ると連続性が担保できないとかそういう問題がありますので、英語教育、プログラミングの授業につきましては科目化及び一定の授業時間確保をお願いしたいというものでございます。

それに関連して、19スライド目です。教員免許の弾力化ということで、こういった英語であるとかプログラミングが教えられるような教員というのは当然不足している状況だと思いますので、既存の教員に加えて社会での実務経験豊富な人材が教員となれるような仕組みをぜひ構築していただきたいと思っております。

ちなみに、現状でも21スライド目にありますように、幾つか制度があるのですが、例えば特別免許状制度につきましては、学校への採用内定があるということが前提になって学校が申請するという仕組みになっているとか、実際、これの解決にはなかなか難しい面もあるということを申し添えております。

22スライド目でございます。デジタル教科書につきましては、現状、補助教材として認められているという状況になっております。先ほどの英語教育、プログラミング教育につきましては、こういったデジタル的な教科書の活用というのは非常に有効だと考えておりますので、関係法令上の教科用図書あるいは教科書と認めていただく方向にしていきたいということでございます。

7番目、24スライド目、株式会社立学校の環境整備ということでございまして、これは現状、構造改革特区として認められた株式会社立学校が存在するのですが、通常の学校法人と異なり法人税が課税されるとか、あるいは私学助成金の対象にならないとか、そういったハンデがあるということでございます。

あるいはその学校で多くやられている通信教育におきましても、面接とか試験とか添削、それを特区内で行わなければいけないとかそういう制限がありますので、こういった制約をなくしていただきたいというのが提案でございます。

最後の要望でございます。26スライド目でございます。道路使用許可の緩和というものでございまして、これは道交法の関係条文や関係法令になりますが、特に催事を開催する際に道路使用が認められるか、認められないかというルールが必ずしも明確ではないということで、例えば歩行者天国が行われている道路で、催事については開催が認められないというケースがあるという状況でございます。

また、その際の広告表示にも一定の規制があるということで、それが制約になっておりますので、こういった緩和とルールの特化といったことをお願いしたいという提案内容でございます。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○八田座長 ありがとうございました。

非常に多岐にわたっているのですが、今まである程度部分的に特区でもってやったものもありますし、あるいはほかの委員会でもって試みたものもありますし、全く新しいのもあると思うのですがけれども、英語のプログラミング教育とかデジタル教科書、特に英語のプログラミング教育と書いてある。

○関事務局長 英語の教育とプログラミングの教育ということですか。

○八田座長 そうということですね。だから、経験のある人に先生になってもらいたい。そのときに、今の制度では不十分だということですが、これはどこか前にやられたことはありますか。

○関事務局長 提案ですか。

○小木曾事務局政策担当 去年もこれは御説明をしたのですが、そのときの課題が十分にお伝えできていなかったのではないかと考え、今回、どのように課題があるか明確に書きました。

○八田座長 非常に具体的に今の制度がどういうものであるかというのが書いてあって、これではだめだということなのですが、では、具体的にはどういうものがほしいのでしょうか。例えば余り時間もないところでこればかりに特化するとまずいけれども、そこを後で具体的に伺いたいということが1つです。

○関事務局長 19ページの下から2つ目の欄に記載してありますように、学校ではなくて本人の申請によりまして、みなし教員免許を付与する仕組みというのができればいいなど考えています。もちろん、経験とか意欲とか、一定の評価条件が必要だと。

○八田座長 認定はどこがするのですか。国がやるのですか。

○関事務局長 一応これは国でというイメージを持っています。

○八田座長 国が新しい免許制度をつくるということですね。

○小木曾事務局政策担当 あるいは各県ごとに教育委員会というのがあると思います。

○原委員 特別免許の運用の問題。

○関事務局長 現状、特別免許状は学校が申請するという仕組みになっているのを、それは個人の申請でもいいということでも実現できるのかどうか。

○小木曾事務局政策担当 やり方は2つあるとあっていて、特別免許状制度の運用を改善するということでもできるかもしれないし、もっと抜本的に言えば、特別の資格制度をつくるということもあると思います。

○八田座長 しかし、とりあえず特別免除制度を個人が申請できるようにすると、それで目的は達成される。

○小木曾事務局政策担当　そうですね。要するに学校にアプローチするときに、何の資格もなくてアプローチするので内定されるわけがない。順番が逆ではないかという。

○八田座長　そういうことですね。わかりました。

それでは、それ以外は、国際会計基準については、どういう御要望だったのですか。具体的には。

○関事務局長　現状、公表が義務づけられている単体の財務諸表と税務申告において、日本基準で申告等を行わなければいけない状況になっています。国際会計基準IFRSでもそれができるようにしてほしいと。

○八田座長　これを特区でできるようにすると。

○関事務局長　そうですね。

○小木曾事務局政策担当　もちろん全国でやればそれに越したことはない。

○八田座長　一区域だけでやるというよりも、実質上の税制のそこの地域の改正ですね。そこが難しい。要するに、非常に大切なことだけれども、特区向きではないのではないかという感想を持ちました。

○小木曾事務局政策担当　我々としては、起業を促進するためとか、グローバル対応のための特区が既にあると思いますが、そういうたてつけの中で、メニューとしてこういうのが考えられないかという提案です。

○八田座長　最後ですけれども、道路使用許可の緩和というのは、ある程度広告などについては特区で実現できたと思っているのですが、具体的に今の特区の緩和ではできないということは何と何でしょうか。

○関事務局長　ここで催事と申し上げているのは、要は公共性という点で若干警察署の判断、民間、ビジネス寄りのイベントだと判断された場合に許可がされないケースが多いということです、そのあたりを考えて。

○八田座長　それを決める主体はどこですか。

○関事務局長　現状、警察署が道路使用許可を与えておりますので、警察署がビジネス寄りになってくれればいいのですけれども、そのあたりのルールが明確化できていない。

○八田座長　今度の特区のほうでは、そこのコミュニティーと一緒に団体をつくって、それで広告とかそういうことに関しての判断ができるようになりましたね。それでいいのですか。

○小木曾事務局政策担当　コミュニティー、要するに警察だけではなくて現場の声を吸い上げるという仕組みができると一歩前進だと思うのですけれども、もう少し基準が明らかだとか、運用の部分が警察のところを実務でやっていると、こちらを認めるけれども、こちらは認められないとか、どうしてその違いがあるのか分からないことが多々ある。

○八田座長　警察にではなくて、最終的には一種のそこの地元の団体に判断ができるように移したいということではない。むしろ、警察のままでいいから判断基準を透明にしてくれということですか。

○小木曾事務局政策担当 両方あると思います。特区のほうで今までやられてきたアプローチとして、警察ではないビジネスがわかっている人も入って透明化するというやり方もあれば、そもそも基準が透明化していないということ自体が、私としてはそう思うので、基準をもっとブレイクダウンして明らかにしろと。ビジネスの声が届くような仕組みも確かにもちろん重要ですけども、その基準がそもそもビジネスに沿っているのであれば、それは単に運用すればいいだけの話。

○八田座長 こんなことを言っただけでは悪いけれども、警察には初めからそんな専門知識はありませんからね。

○小木曾事務局政策担当 それはおっしゃるとおりですけども、いずれにしても改善のニーズが高く対応する必要があります。

○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。
どうぞ。

○阿曾沼委員 御提案は全てごもっともで、大変前向きな御提案であると思うのですが、でも、特区という意味でいくと、フィールドが特定できていると良いと思います。どんなタイプのベンチャーだとか、もしくはこの地域だとか、何か特定の具体的な案みたいなものは御提示できるのでしょうか。

○関事務局長 きょうの提案の内容は、特に業種を限定したとか、あるいは地域を限定したというものではございませんので、それは今のこの内容には入っておりません。

○本間委員 同じことですけども、資料の事業の実施場所、全国どこでもと書かれると、どう受けとめていいのかわからないのです。だから、例えばこの地域で特にこういう取り組みの要望が強いとかというところを新経済連盟のほうで把握していて、ここは具体的に実施し、特区として認めてほしいというような要望がないと、これは規制改革会議のほうに持っていったらという話にどうしてもなりやすいのです。

○小木曾事務局政策担当 おっしゃっていることはもっともですけども、そのところはいろいろなやり方があると思っていて、要するに我々としては全ての提案について全国でできるとしてお出ししています。今回、特区のほうでも出させていただいているのは、特区という制度で、特に地域を必ずしも限定して出すというやり方でもなくて、全国どこでもという書き方でもいいとお聞きをしているのでそう出しています。

先ほど言ったベンチャーの制度のところ而言えば、例えば今でもベンチャーのところで起業関連の特区とかというものがあると思うので、そちらでやると、そこでメニューとしていただくとより効果が発揮できるのではないかと思います。

○原委員 私の理解は、今回はアイデア出しということで御提案をいただいているので、必ずしも場所まで含めてかちとしたものではなく出していただいたものをお聞きしているということでも構わないのだらうと思います。むしろ、この提案が公開されますから、この提案を見てどこかの自治体が、いやうちでぜひこれはやりたいということも言ってくるのもいいのではないのでしょうか。

○小木曾事務局政策担当　そうです。逆に言うと、言い方は少し変ですけども、この地域でなければだめだという考えが特に我々としてはないのです。なので、見ていただいて、使っていただけるのであればどんどん採用してほしいと思います。

○阿曾沼委員　ただ、皆さんが考えているように、一番効果的な区域とかフィールドというものの想定がないと現実的にマッチングができないというところもありますので、そういうものがもし分かればより良いと思います。

○小木曾事務局政策担当　先ほど例えばIFRSとか、ベンチャーの労働法制の話とかは、ベンチャー関連の特区が既にあるので、そこなどはなじむのではないかと思います。

○八田座長　では、もう時間を過ぎてしまったのですけれども、1つだけ伺いたいのは、道路使用許可に関して、催事についてとおっしゃったが、具体的には例えばどういうときに警察の許可がおりなくて、こういうのがおりればいいなというものですか。例として。

○関事務局長　例えばある団体が主催する踊り。

○小木曾事務局政策担当　日本のある伝統芸能の踊りを例えばクールジャパンとして示すイベントがあるのですけれども、それが全体として歩行者天国として規制しているのですが、歩行者天国として規制をしてもだめだということで認められない。

○八田座長　わかりました。それはむしろ地元の商店街とか、そういうところで判断できるようにしてほしいということですね。

○小木曾事務局政策担当　そうですね。そこでもし御理解が得られれば。クールジャパンと逆行してますので、そのようなことはないようにしてほしいと思います。

○八田座長　わかりました。

どうぞ。

○藤原次長　事務局から2点です。

1点目は、議論になりましたが、今回は新経連さんにも、あるいはほかの団体にも全てですが、特に事業者の方々から特定の地域は明示しなくても、もう言ってみれば岩盤規制みたいなものも多いので、全国どこでもいいからやらせてほしいという業者の方も大変多いので、そこは特に特区というどこの地域でということがなくても大いに御提案してくださいということに言っていますが、そういうアプローチで提案募集そのものはなっていますので。

○八田座長　でも、特区は認定されているから、その特区ならどこでもということですか。

○藤原次長　特区ではない場合のところも含めてです。

もう一つは、最後の道路使用許可のところは、御承知のとおり、特区法その他の法令でも港湾への協議を前提に特例措置を講じているのですが、より具体的な話で言うと、これもエリアマネジメントという形で随分いろいろな地域でやっているのですけれども、簡単に言うと、1車線のようなところでは簡単に認められるのですが、東京の幹線道路だったらなかなか調整の時間がかかるといった現状になっていますので、恐らくそういったところで、まだまだ調整において明確な基準もなければ、事業者が少し腰が引けてしまうよう

な話が多い。このあたりの基準を明確にしてほしいという御要望だと思います。

○八田座長 今の制度を活用するとしてもいろいろとその間の基準が不明確だということですね。

○藤原次長 そうです。

○小木曾事務局政策担当 御指摘いただければいろいろと調べたり、また返していきたいと思います。

○八田座長 この道路の使用許可について、今のは極めて不十分だということはよく認識しています。だから具体的な例をいろいろと挙げていただければ、それを材料に拡大したいと思っています。

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。